

低入札価格調査制度の見直しについて

ダンピング受注の防止や公共工事の品質の確保を図るため、低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法等について、下記のとおり見直しを行います。

1 対象とする工事

(1) 低入札価格調査制度

一般競争入札に付す建設工事

(2) 最低制限価格制度

低入札価格調査制度の対象となるものを除いた設計額 130 万円以上の工事

2 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式について

区分	算定式（算出率）
① 直接工事費	直接工事費×0.97
② 共通仮設費	共通仮設費×0.90
③ 現場管理費	現場管理費×0.90
④ 一般管理費等	一般管理費等×0.68
	低入札調査基準価格（最低制限価格）＝①+②+③+④
設定範囲	上限値：予定価格×0.92 下限値：予定価格×0.75

※建築工事及び設備工事は、「直接工事費」とあるのを「直接工事費×0.9」と、「現場管理費」とあるのを「現場管理費+直接工事費×0.1」と読み替える。

※上記の算出方法に関わらず、予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で適宜の割合とする場合もあります。

3 低入札価格基本調査における失格基準について

低入札調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度実施要綱に基づき基本調査を実施します。基本調査においては、基準を満たしている場合は重点調査を実施し、基準を満たさない場合は失格となります。

(1) 費目別判断基準

直接工事費から一般管理費等までのそれぞれが、下記の算定率を乗じた額以上であること。満たさない場合は、失格となる。

区分	数値的判断基準（1万円未満の端数を切捨て）
① 直接工事費	直接工事費×0.75
② 共通仮設費	共通仮設費×0.70
③ 現場管理費	現場管理費×0.70
④ 一般管理費等	一般管理費等×0.55

(2) 総額判断基準

(①～④の合計) - (工事価格×0.03) 以上の額 (1万円未満の端数を切捨て)

区分	数値的判断基準 (円未満の端数を切捨て)
① 直接工事費	直接工事費×0.97
② 共通仮設費	共通仮設費×0.90
③ 現場管理費	現場管理費×0.90
④ 一般管理費等	一般管理費等×0.68

※建築工事及び設備工事は、「直接工事費」とあるのを「直接工事費×0.9」と、「現場管理費」とあるのを「現場管理費+直接工事費×0.1」と読み替える。

4 適用時期について

令和4年10月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用